

工事関係書類の簡素化について

平成27年度より工事関係書類の一部簡素化を実施します。詳細は以下のとおりです。

現在も引継書類の保証書（保証期間が1年以下のもの）は不要ですが、添付されているのが散見されますので申し添えます。

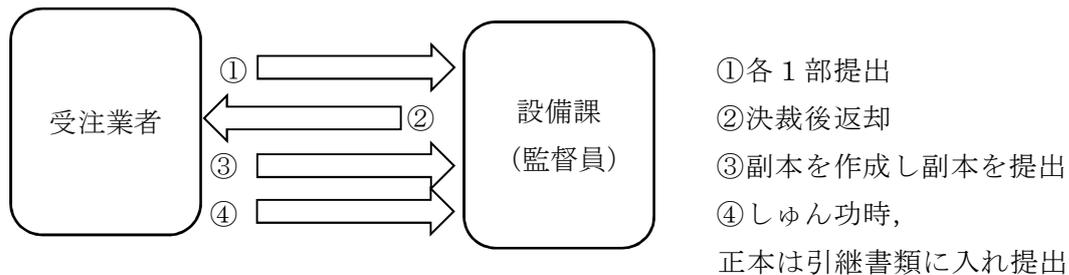
1 施工計画書の添付資料について

工事現場 - 請負会社（下請含）、救急指定病院 の **経路図の廃止**

2 工事関係書類の提出部数について

施工計画書、工種別施工計画書、使用機材メーカー選定表、承諾図

各1部提出（現在 各2部提出）



3 工種別施工計画書の記載事項について

参考書式、記入例の変更

- 主なもの
- ・都市ガス工事の添付不要。使用機材の規格、材質、寸法等の削除
 - ・施工の工法で、工事標準仕様書に準じる場合は、その旨明記し、添付書類の削減を図る。
 - ・設計金額が500万未満の場合でも提出を求める場合を明記した。
（低入札価格工事、断水、停電、アスベスト含有材撤去を伴うもの等）
 - ・工種別施工計画書を提出しない場合の圧力試験等は施工計画書に明記する。

4 竣功時の書類について（8月1日付更新分）

建退共等加入状況一覧表及び「**建退共**」**共済証紙購入及び配布状況一覧表**の廃止

5 SDS（安全データシート）について（8月1日付更新分）

居室に用いる接着剤，塗料（耐熱塗料），工場製作機器（※1）等の使用材料にVOC（揮発性有機化合物）対象物質の13物質が含まれていないこと又はF☆☆☆☆等級であることを確認し，**微量でも含む場合は，その使用材料等のSDSを提出すること。**

（不含の場合は提出不要）

※1 洗面化粧台またはラック等のように一部に木材を使用もしくは全てが木材で出来た製品について確認し，提出すること。